

消防機器早わかり講座

オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置



はしご付消防自動車

技術基準 特殊消火装置の品質評価基準又は初回の当該特殊消火装置の品質評価を受けた品質評価基準の安全性及び性能に関する規程

■特殊消火装置の品質評価基準

- ① [国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額](#)(平成 16 年 3 月 30 日総務省告示第 281 号)に規定する当該特殊消火装置に係る規格
- ② [緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱](#)(平成 18 年 4 月 1 日消防消第 49 号)に規定する当該特殊消火装置に係る規格
- ③ 「消防用車両の安全基準の周知徹底について」(平成 19 年 5 月 14 日消防消第 80 号及び平成 20 年 5 月 22 日消防消第 89 号各都道府県消防主管部(課)長宛消防庁消防・救急課長通知)において遵守することとされた当該特殊消火装置に係る安全基準
- ④ [石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令](#)(昭和 51 年 6 月 12 日自治省令第 17 号)に規定する当該特殊消火装置に係る規格
- ⑤ 初回の評価(日本消防検定協会が行う受託評価業務規程又は当該規程に準じて行った品質評価)を受けた品質評価基準の安全性及び性能に関する規定

■品質評価基準の安全性及び性能に関する規定

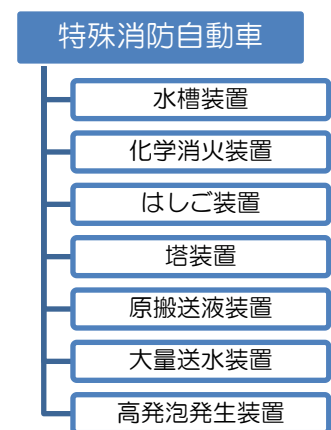
- ① [石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令](#)(昭和 51 年 6 月 12 日自治省令第 17 号)第 18 (大型化学消防車)
- ② [消防防災等設備整備費補助金交付要綱](#)(平成 17 年 4 月 1 日消防消第 78 号)別表第 4 の第 2 災害特殊消防ポンプ自動車の規格関係(平成 17 年 4 月 1 日消防消第 78 号)別表第 4 の第 2 災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格関係
ア 第 2 号(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格)の(2)
イ 第 3 号(1)(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。))の規格)のイ、ウ及びカ

- ウ 第3号(2)(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大I型の規格)の力及びキ
- エ 第3号(3)(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大II型の規格)のイからオまで並びにカ(イ)及び(ウ)
- オ 第4号(災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格)の(1)から(26)まで第5号(災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格)の(1)から(16)まで
- キ 第7号(災害対応特殊屈折放水塔車の規格)の(4)から(8)まで及び(10)
- ③ [緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱](#)(平成18年4月1日消防消第49号)別表第2の第2 災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格関係
 - ア 第2号(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格)の2
 - イ 第3号(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(大I型及び大II型を除く。))の規格)のイ、ウ及びカ
 - ウ 第3号(2)(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大I型の規格)の力及びキ
 - エ 第3号(3)(災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大II型の規格)のイからオまで並びにカ(イ)及び(ウ)
 - オ 第4号(災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格)の(1)から(28)まで
 - カ 第5号(災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格)の(1)から(16)まで
 - キ 第7号(災害対応特殊屈折放水塔車の規格)の(4)から(18)まで
- ④ 「消防用車両の安全基準の徹底について」(平成19年5月14日消防消第80号及び平成20年5月22日消防消第89号各都道府県消防主管部(課)長宛消防・救急課長通知)において遵守することとされた当該特殊消火装置に係る安全基準
 - ア 消防ポンプ自動車の安全基準 2. 4. 2
 - イ 化学消防車の安全基準 2. 1 から 2. 8. 3 まで
 - ウ はしご自動車の安全基準 2. 1 から 2. 7. 3 まで
 - エ 屈折はしご自動車等の安全基準 2. 1 から 2. 7. 3 まで

<特殊消防自動車に係る特殊消火装置とは>

特殊消防自動車とは、消防自動車に「水槽装置」、「化学消火装置」、「はしご装置」、「塔装置」、「原搬送液装置」、「大量送水装置」、「高発泡発生装置」を装備した車両のことをいいます。

また、特殊消火装置とは、特殊消防自動車に装備された「水槽装置」、「化学消火装置」、「はしご装置」などをいいます。



<オーバーホール等整備とは>

初期の機能や安全性を確保するために、一定の使用期間を経た機器、装置を脱着・分解し、外部からの確認ができない不良部分・劣化部分、消耗部品の修理や取替えを行い、性能・機能をもとの状態に戻すことをいいます。

<オーバーホールの工程（はしご装置の場合）>



<オーバーホールの実施内容（はしご装置の場合）>

(1) 機能点検

外観確認・作動検査・性能検査等の実施

(2) 各装置取外し

はしご本体・各シリンダ・油圧機器・旋回装置・制御装置上下コンピュータ等構成部品の取り外し等の作業

(3) はしご装置

はしご本体の分解整備、配線プーリ・はしご配線・安全掛金・ローラー・ベアリング・パッドの分解整備

(4) 伸縮装置

伸縮ワイヤを点検し損傷・交換時期にあるものは交換、伸縮シリンダ・取付軸・伸縮プーリの分解整備

(5) 起伏装置

梯体フレーム・起伏中心軸・シリンダ取付軸・水路配管等取外し分解整備、シリンダ・パイロットチェック弁等の分解整備

(6) 昇降装置

昇降機本体の点検整備、ブレーキ等の付属機器の分解整備、駆動装置の減速機・オイルモータの分解整備、昇降機ワイヤは損傷及び交換時期にあるものは交換

(7) バスケット装置

バスケット本体・操作装置の点検整備、平衡装置及び格納装置のシリンダ・油圧装置・付属機器の分解整備

(8) 旋回装置

支持フレーム等構造物の点検、旋回接手・集電リング・旋回台・オイルモータ減速装置・旋回駆動装置・旋回台傾斜矯正装置・旋回水路の分解整備

(9) 車両支持装置

シャシフレーム・サブフレームへの溶接構造物の点検、アウトリガ・ジャッキ装置・スプリングロック装置の分解整備、シリンダ・パイロットチェック弁の分解整備

(10) 油圧発生装置用駆動装置

P T Oギヤケース・切替レバー・駆動切替装置の分解整備、切替スイッチ方式は劣化部品交換、油圧発生装置に油圧ポンプ・安全弁・オイルタンク・補助油圧装置・配管の分解整備、作動油・フィルタの交換

(11) 油圧制御装置

回路切替バルブ・電磁弁・減圧弁・安全弁・逆流防止弁・配管の分解整備、高圧ゴムホースの交換

(12) 基部操作装置

油圧・電気部品等の分解整備

(13) 電気制御装置

制御器・表示及び操作部・センサの点検整備

(14) 塗装・メッキ

外形全般は、耐食性に優れた塗装及びメッキ等を施し、主銘板及び各操作部の表示等

の文字は明瞭に判別できるようにする

(15) 社内完成検査

分解整備完了後、総合検査

(16) 試運転調整・性能検査

機能部完全組立後、操作、安全装置、制御装置及び性能、安全性能検査

(17) 確認評価

日本消防検定協会によるオーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の確認評価

認証区分 品質評価（確認評価）

根拠条文 消防法第21条の36

制度の概要 日本消防検定協会が検査し、基準を満たしている場合には、合格の表示を付す。（法的拘束力はない。）

<表示>

○ 確認評価合格の表示

日本消防検定協会の確認評価に合格したオーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置には、右図のような確認評価合格の表示が刻印により表示されます。



確認評価合格の表示（刻印）
（大きさ:L=12mm）